

5-6		主題	帰宅願望の利用者に対するタクティールケアの効果	
タクティールケア		副題	人と人の絆や関わりを深めることのできる認知症ケア	
認知症ケア				
研究期間	12ヶ月	事業所	認知症対応型通所介護事業所 江戸川光照苑	
発表者：尾崎 順子（おざき じゅんこ）			アドバイザー：通所介護課長 岡野 麻美	
共同研究者：館山 幸子 二瓶 紀子 長谷川 亜希子 桑原 幸一				
電 話	03-5668-0051（代表）	メール	hikaru@e-kousyoen.or.jp	
FAX	03-5668-0052	URL	http://www.e-kousyoen.or.jp/	

今回発表の事業所やサービスの紹介	当苑は平成8年7月に江戸川区では6番目の特別養護老人ホームに併設する高齢者在宅サービスセンターとして開設しました。認知症専用通所介護事業所の定員は12名。江戸川区の北部、京成小岩駅のほど近くに位置し、下町の人情溢れる温かさをそのままに、家庭的で心温まる介護サービスを提供しています。また平成21年6月江戸川区では初となるISO9001の認証を取得し、さらに国内の社会福祉法人では初となるISO27001/ISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）を取得し、高品質な介護サービスを目指し取り組んでいます。
------------------	--

《研究前の状況と課題》

認知症専用通所介護では、見当識障害、妄想、暴言、帰宅願望、不眠、不穏、徘徊、幻視幻覚、独語などの認知症の周辺症状を持った方が多く利用される。中でも、当苑では、帰宅願望の強い方への対応について課題となっていた。当苑には、玄関出入り口などに人権擁護の観点から施錠などのシステムがなく、自由に出入りできる構造のため、極めて注意深く観察する必要があった。

しかし、いざ帰宅願望を訴えられ、不穏になる利用者を前に、決定的な対応策が見つからず、ただ時間をかけ不安に耳を傾ける現状であった。中でも、N氏は、帰宅願望が顕著で、活動開始前から帰宅時間まで、終日不穏状態のまま過ごすことが度々であり、有効な手段も見つからないままであった。このことは、本人にとって、極めて苦痛であることはもちろん、マンツーマンで対応する職員の分、他の利用者への対応が不十分となり、転倒などのリスクも増大するなどの課題があった。

《研究の目標と期待する成果》

そこで、認知症の周辺症状にも効果があるといわれるタクティールケアを学び、ケアの一つとして取り入れられないかを検討し、また、業務にルー

ティンワークとして導入できないかを検討した。

タクティールケアとは、スウェーデンで生まれた認知症ケアの一つで、利用者の手足などにオイルを塗り、マッサージし、不安な気持ちや感情を取り除いたり、痛みを和らげたりするものである。

当苑では昨年度認知症ケア向上委員会を設置し、アロマセラピーや園芸療法などの様々なセラピーの導入を図った。

タクティールケアもその一つで、実際タクティールケアを実践している施設への見学、また、タクティールケアには日本スウェーデン福祉研究所において講習を受ける必要があることから、予算化し、3名が受講した。これにより、帰宅願望が顕著なN氏に施術することで、帰宅願望の軽減を図り、N氏の不安を取り除くことはもちろん、職員の負担を軽減することを目指した。

また、見学した施設の課題は、タクティールケアの施術の時間帯や人員の確保が一番の課題であり、このことは登苑においても課題として検討された。これについては、通所介護課長や生活相談員などがフォローする形をとり、他の利用者に影響することを防いだ。ちなみに、特養においては、人員の増員（認知症フロアの介護職員の数を常時他のフロアより1名多く配置した）で対応。

《具体的な取り組みの内容》

講習は、2日間の講習を受講し、修了証を授与された後、5人の対象者に対して100回（1回約20分程度）の規定の実習後、認定試験に合格すると、認定資格が授与される。受講費用は、63,000円、フォローアップ研修1,000円である。また、施術に使用するアロマオイルは施設負担とした。

N氏 女性 95歳 要介護3 利用日 週3回。
今年1月の認定資格取得後、実際にN氏に施術することで、その効果を検証した。施術時間は特定せず、N氏の帰宅願望による不穏がはじまった時とし、時間は10分～20分程度行うこととした。

また、施術者は、認定資格者のみが行うこととし、施術日は、認定資格者の出勤日とした。

まず、それ以前の平成22年7月1日～12月31日までのN氏の帰宅願望の頻度は、90回の利用中殆どで、顕著だった回数は12回であった。

その後、1月よりタクティールケアの施術を開始し、6月30日までの帰宅願望の頻度と比較した。利用回数は、57回。その内顕著な帰宅願望があった回数は14回。内タクティールケアの施術10回。その内全てに20分以内の改善がみられた。

なお、倫理的配慮については、同居家族（長女）に口頭で確認し、本研究以外では使用しないこと、それにより不利益を被ることはないことを説明し、回答を持って同意を得たこととした。

《取り組みの結果と評価》

N氏は、帰宅願望の際、大声を出したり、職員を手を振り払うなども見られたが、タクティールを施したところ、少しずつ静かになり、施術後は別人のように穏やかになり、帰宅時間までの間にも帰宅願望が見られない。

また、帰宅後も「家に帰る」と、家族に訴えていたが、タクティールを施術した日のほとんどは訴えがなく、落ち着かれて過ごされていること、また、手がきれいになって大事にされていることが

実感できたと、家族からも喜ばれている。

なお、N氏以外の方にも3名の方に施術しており、同様の成果がみられている。

タクティールケアのマッサージは均一に、柔らかく、ゆっくりとしたタッチで皮膚に触れることで、皮膚の接触受容体に信号を送っている。その信号を受けた脳下垂体からは、「オキシトシン」というホルモンが分泌される。

母乳を押し出す働きを助けることで知られる「オキシトシン」には、相手を信用させたり、共感させる力があるといわれている。

つまり、安心感や信頼感を高めてくれるのです。タクティールマッサージには、オキシトシン分泌を促進し、リラックスさせる効果があることから、帰宅願望による不穏、不安に効果があったと推測される。

《まとめ》

タクティールケアの技術は、当苑にとどまらず、人と人との絆や関わりを深めるためには、良い手法の一つではないかと思う。なぜなら陰しい表情の利用者が、見る見る穏やかな表情に変わっていくことで、施術を受ける多くのストレスを抱える施術をする側のモチベーションも上がり、心地よい感覚にもなる。このことでお互いに優しい気持ちになってくることが実感できたからである。

当苑のタクティールケアは、特養でも行われており、同様の効果が委員会で報告されている。前述のとおり、タクティールケアには専門機関において有料で講習を受ける必要があることから、予算面の考慮も必要になるが、平準的にタクティールケアを行うには、計画的な人材育成が必要である。

《参考サイト》

日本スウェーデン福祉研究所ホームページ
<http://jscijp-hp.hp1.allin1.jp/>

《提案と発信》

認知症高齢者が持つ周辺症状は、その人の人生歴や環境といったところが重要で、認知症の高齢者の行動を分析するだけでなく、本人の思いによって理解することが大切である。思いによって理解するためにはその人に寄り添い、その人と人間的なコミュニケーションが取れないと分からない。したがって、ケアの本質は、コミュニケーションであり、その人を人間的に理解していくことを目指さなければならない。

【メモ欄】